

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集について

令和 4 年 2 月 17 日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課・化学物質対策課

厚生労働省では、今般、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）等の一部を改正することを予定しています。

つきましては、別添の改正概要に関し、下記のとおり御意見を募集いたしますので、御意見がある場合には、下記により御提出ください。

記

1 意見公募期間

令和 4 年 2 月 17 日（木）から同年 3 月 18 日（金）まで（郵送の場合についても同日必着）

2 資料の入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）(<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載します。

3 御意見募集対象

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案（概要）

4 御意見の提出方法

御意見は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。その際、件名に「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案に関する意見」と明記して御提出ください。電話による御意見は受け付けておりません。

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集案件」における各案件詳細画面の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、**意見入力**のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力」より提出を行ってください。

（2）郵送の場合

住所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課 宛て

5 御意見の提出上の注意

提出していただく御意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記入してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します）。お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。また、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただきますので、あらかじめ御了承願います。